

令和3年（2021年）6月10日

放課後等デイサービス事業者 管理者様

横須賀市障害福祉課

放課後等デイサービスを利用する障害児の個別サポート加算（1）の決定方法について

日頃、本市福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠に有り難うございます。

放課後等デイサービスの給付決定は、障害児の誕生月に行い、個別サポート加算（1）の対象の決定も同時に行っています。

加算対象の決定にあたり、放課後等デイサービスを利用する障害児の指標に基づく区分判定と同様に、保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報を活用し、障害児の状態の適切な把握に努めています。

放課後等デイサービス事業所等からの個別サポート加算（1）に関する情報提供は、誕生月の前々月までに書面にてお願いします。担当ケースワーカーより、内容についてお尋ねすることがあります。

なお、情報提供は、すべての障害児ではなく、事業所が「情報提供が必要である」と判断する障害児のみです。（例：事業所は加算対象と判断するが、対象となっていない障害児）

保護者から聴取した情報と放課後等デイサービス事業所等から提供された情報を総合的に判断し、加算対象を決定します。提供された情報のおり、個別サポート加算（1）の決定がされないことがあることを申し添えます。

また、給付決定後（通所受給者証交付後）に、保護者と事業所の判断に齟齬がある場合の再判定は、次の手順で行います。

- 1 事業所から保護者に齟齬がある旨を説明し、再判定申請を促す。
- 2 保護者が市へ再判定の申請をする。
- 3 市、保護者、事業所及び関係機関が会議等を開催し、現状について確認する。
- 4 検討結果を考慮し、市が再判定を行う。

問合わせ先

横須賀市福祉部障害福祉課

地域生活支援係 宮川

電話 046-822-8249

FAX 046-822-6040